

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ギニアビサウ	ギニアビサウ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とギニアビサウ共和国政府との間の交換公文	ギニアビサウの経済の構造改革努力推進及び債務問題を 含むギニアビサウが合意する生産物及び役務を購入す るために必要な資金を贈与すること。	400,000千円 -----	H21.2.10 ビサウで (同日)	日本側 齊藤隆志在ギニア ビサウ大使 側 アジヤト ギニアビサウ側 アジヤト ・ジャロ・サングアイニ ヤ外務・共同体大臣	H21.3.2 95号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。